

「金融・資産運用特区」における行政手続の英語対応（厚生労働省関係）

（令和6年10月7日 厚生労働省労働基準局長、職業安定局長、大臣官房年金管理審議官通達 等）

規制改革の内容

措置前

法人設立に伴う健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働保険、労働基準法関係に係る届出手続を行う際、企業（事業主）は申請書等を日本語で記入し、申請する必要がある。

措置後

自治体の設置する開業ワンストップセンター※等において、企業が英語で記載した申請書等を、自治体の支援スタッフ（通訳者）のサポートの下、国の行政機関の窓口スタッフが日本語に変換した上で、受け付ける。

※起業時に必要な各種申請（定款認証、税務等）に関係する窓口を一か所に集約し、各種手続の相談・対応支援を総合的に行うため、国家戦略特区制度で設置する施設

効果

法人設立に係る行政手続を英語で行うことが可能となり、外国企業の新規参入を促進！

※国家戦略特区の特例措置ではなく、厚生労働省通達に基づき、金融・資産運用特区の対象地域（北海道・札幌市、東京都、大阪府・大阪市、福岡県・福岡市）で実施

規制改革の概要

